

# 保健福祉だより

## 4月

### ◎事業日程

日	曜日	事業名	対象	会場
5	火	定例健康相談会 (午後1時30分)	一般住民	月潟地域保健センター
6	水	機能訓練 (後遺症者の集い)	脳卒中及びその他後遺症者	
20	水	機能訓練 (後遺症者の集い) (体重量測定・育児の悩み相談等のほか子育て広場もあります)	脳卒中及びその他後遺症者	月潟地域保健センター
21	木	育児相談 (午後9時30分～11時)	乳幼児とその育児担当者	

### 合併後のし尿のくみ取り(浄化槽を併用)について

新潟市との合併により、し尿処理の取扱いは4月1日から新潟市の制度に統一されます。

〈し尿の収集方法〉(いずれか選択できます)

- ① 従量制  
収集業者に連絡してくみ取りを依頼する。  
料金→18ℓにつき112円(H17予定)
- ② 定額制  
毎月1回、定期的にくみ取りを行う。  
料金→1人1ヶ月370円(2回目以降1回につき515円を加算)  
※事業所などは従量制が適用されます。

#### 〈支払い〉

①、②とも2ヶ月に1回(偶数月)、納入通知書(請求書)が発行されますので銀行等の金融機関(郵便局を除く)または、市の窓口(各支所等)で納めてもらうことになります。希望する方は、口座振替で納めることができます。  
(注) 今までのように収集業者が集金することはありません。

なお、し尿のくみ取りをされている世帯へ「合併後のし尿のくみ取りについて」の詳しい説明書をお送りしています。くみ取りをしているが2月末日現在でも送られてこなかった方は、白根地域広域事務組合環境課(☎371-5070)までお問い合わせください。

## 月寿荘の利用について

新潟市との合併により、月寿荘の利用時間等が左記のとおり変更しますのでお知らせします。

- 利用時間  
午前9時～午後4時30分
- 休館日  
月曜日、祝日(月曜日が祝日の場合は火曜日) 1月2・3日、5月4日、8月13・15日、12月29・31日

〈利用証の交付申請〉  
60歳以上の新潟市民であることを証明するもの(運転免許証、健康保険証など)を持参のうえ、月潟支所(月潟村役場)へお越しください。代理の方が来られても結構です。59歳以下の方は月寿荘を利用される場合、新潟市内に住所のある方は利用料が安くなりますので住所が確認できるものを月寿荘窓口にご提示ください。

### ●4月休日救急在宅当番医●

〔外科系〕(午前9時～午後6時)

- 3日 分水町 本間医院 ☎0256-98-2350
- 10日 吉田町 吉岡医院 ☎0256-92-7887
- 17日 吉田町 県立吉田病院 ☎0256-92-5111
- 24日 巻町 松村医院 ☎0256-72-1151
- 29日 巻町 しまがきクリニック ☎0256-73-1312

※内科・歯科は、休日夜間急患センターへ ☎0256-72-5499

### 年金「一」

平成17年4月から  
年金制度が  
変わります

将来にわたって「持続可能」で「安心」

なものとするために、年金制度が次のとおり見直しされました。  
◎国民年金保険料の引き上げ  
国民年金保険料を平成17年度から毎年度280円ずつ引き上げ、平成29年度以降は、16,900円(平成16年度価格)で固定されます。

現行保険料 13,300円  
↓  
平成17年度 13,580円  
になります。

### 国民年金保険料月額 (平成16年度価格\*)

年度	保険料月額	年度	保険料月額
現行	13,300円	平成23年度	15,260円
平成17年度	13,580円	平成24年度	15,540円
平成18年度	13,860円	平成25年度	15,820円
平成19年度	14,140円	平成26年度	16,100円
平成20年度	14,420円	平成27年度	16,380円
平成21年度	14,700円	平成28年度	16,660円
平成22年度	14,980円	平成29年度以降	16,900円

\*「平成16年度価格」とは、平成16年度時点の賃金水準を基準として価格表示したものです。よって実際の保険料月額は、平成16年度以降の賃金の変動に応じて改定した額になります。

### 税務署からのお知らせ

合併に伴う税務署の変更はありません。

新潟市と合併し、新潟市となりますが、従来どおり巻税務署が管轄します。なお、住居表示変更に伴う届出等の手続きは必要ありません。

### シルバー人材センター 入会説明会

シルバー人材センターでは、仕事を通じて地域に貢献する健康で働く意欲のある、概ね60歳以上の方を募集しています。まずは入会説明会にご参加ください。

- とき 3月25日(金) 午後1時30分
- ところ 白根市産業厚生会館(1F大会議室)
- 問い合わせ 白根地域シルバー人材センター ☎373-12154

### ◎若者の保険料納付猶予制度

本人の所得が少なくても世帯主の所得が多いと保険料免除にはなりません。今回の改正により、20歳台の若者については本人と配偶者の所得で判断する仕組みができました。

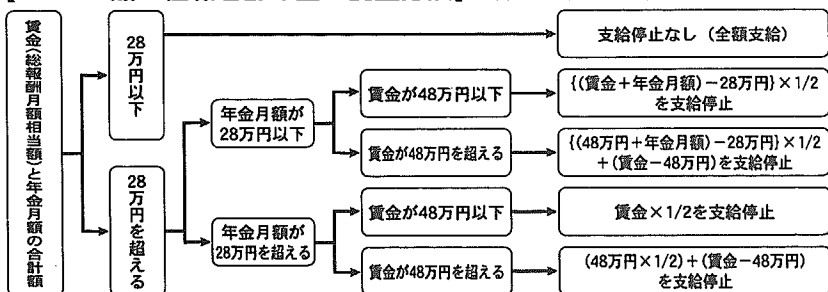
#### ●対象者は：

- 20歳から29歳の国民年金第1号被保険者期間(全額免除、半額免除、学生期間を除く)
- 猶予を受けた期間の扱いは：老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが年金額には反映されません。
- 未納期間とは違い、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。
- 10年以内に返納すれば、老齢基礎年金額に反映されます。

### ◎60歳台前半の在職老齢年金の一律2割支給停止の廃止

60歳から64歳までで在職中の場合、一律に老齢厚生年金の2割を支給停止し、さらに賃金に応じて年金額が調整されていきました。改正後は、この2割支給停止が廃止されます。これにより年金額(月額)と賃金の合計額が28万円以下の場合、年金は全額受けられます。

### 【60～64歳の在職老齢年金の調整方法】 (平成17年4月以降)



※ここでの賃金とは、毎月の給料(標準報酬月額)と直近1年間に受けたボーナス等(標準賞与額)の総額を12で割った額との合計(総報酬月額相当額)をいいます。※年金額に加給年金額は含まれません。

## 犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

平成17年度の犬の登録と狂犬病予防注射が次のとおり実施されます。あなたの愛犬もお近くの会場を受けてください。

#### (1)日程

- 4月7日(木)
  - 西公民館 午前10時30分から11時まで
  - 曲通多目的共同利用施設 午前11時20分から午後1時50分まで
  - 月潟支所 午後1時から午後2時まで
  - 大別当集落センター 午後2時から午後4時40分まで

※この会場の他、新潟市内いづれの会場でも接種できます。動物病院でも(ハガキ持参のうえ)個別注射はできますが、料金は集合注射と異なります。

- (2)用意するもの
  - ・注射料金 3,100円
  - ・事前に送付された申請ハガキ(必ず裏面の問診票を記入し、飼育者氏名に捺印してください)

- ・登録および注射料金 6,100円
- ・印かん
- ・必要となります。
- (3)その他注意いただくこと
  - ・つり銭のいらぬように準備してください。
  - ・問診の結果、当日注射を受けることができなかった場合は、お近くの動物病院で診察を受けた上で注射を受けください。
  - ・病気等でどうしても注射が受けられない場合は、「獣医師発行の「注射猶予証明書」」を提出してください。
  - ・首輪、引き綱を点検し、犬が逃げ出さないように、また犬を制御できる人が連れて来てください。
  - ・フンの処理が可能なように、チリ紙やポリ袋を持参してください。
  - ・犬が逃げ出したり、死亡したりした場合は、月潟支所まで届け出てください。
  - ・妊娠している犬は、当日注射を受けることができませんので、お近くの動物病院に相談してください。